

改正 平成27年3月25日 原規総発第1503252号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成27年3月25日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改正案					現行						
別表第5 (その他の法令) (1) 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 関係					別表第5 (その他の法令) (1) 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 及び旧独立行政法人原子力安全基盤機構関係						
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
		(削る)				1	主管課等	<u>独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。)</u> 第28条第3項の規定による独立行政法人評価委員会 (以下この表において「評価委員会」という。) の意見の聴取に関すること。	長官	—	否
1	主管課等	<u>独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。)</u> 第35条の4第1項の規定による <u>中長期目標</u> の策定 (変更を含む。) に関すること (第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)	長官	—	否	2	主管課等	<u>通則法第29条第1項</u> の規定による <u>中期目標</u> の策定 (変更を含む) に関すること。(第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)	長官	—	否

3	主管課等	通則法第35条の4第1項の規定による <u>中長期目標</u> の指示及び公表に関すること。	主管課等の長	総務課長	否	3	主管課等	通則法第29条第1項の規定による <u>中期目標</u> の指示及び公表に関すること。	主管課等の長	総務課長	否
4	主管課等	通則法第35条の4第3項の規定による <u>独立行政法人評価制度委員会</u> （以下この表において「 <u>評価委員会</u> 」という。）の意見の聴取に関すること。	長官	—	否	4	主管課等	通則法第29条第2項の規定による <u>中期目標の期間の決定</u> に関すること（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）及び同条第3項の規定による <u>評価委員会</u> の意見の聴取に関すること。	長官	—	否
5	主管課等	通則法第35条の4第4項の規定による <u>研究開発</u> に関する審議会の意見の聴取に関すること。	長官	—	否			(新設)			
6	主管課等	<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法</u> （平成16年法律第155号）第25条の規定による <u>原子力委員会</u> の意見の聴取に関すること。	長官	—	否			(新設)			
7	主管課等	通則法第35条の5第1項の規定による <u>中長期計画</u> の認可（変更の場合を含む。）に関すること（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）。	長官	—	否	5	主管課等	通則法第30条第1項の規定による <u>中期計画</u> の認可（変更の場合を含む。）に関すること（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）及び同条第3項の規定による <u>評価委員会</u> の意見の聴取に関すること。	長官	—	否

		(削る)				9	主 管 課 等	<u>通則法第43条の規定による会計監査人の解任に関すること。</u>	長官	=	否
		(削る)				10	主 管 課 等	<u>通則法第44条第3項の規定による余剰金の使途の承認に関すること及び同条第4項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。</u>	長官	=	否
		(削る)				11	主 管 課 等	<u>通則法第45条第1項ただし書の規定による短期借入金の認可に関すること、同条第2項ただし書の規定による短期借入金の借り換えの認可に関すること及び同条第4項の規定による短期借入金の認可についての評価委員会の意見の聴取に関すること。</u>	長官	=	否
		(削る)				12	主 管 課 等	<u>通則法第46条の2第1項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可に関すること、同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡による収入の国庫納付に係る認可及び金額の算定基準の決定に関すること、同条第3項ただし書きの規程による国庫納付しないことについての認可に関すること、同条第4項の規定による資本金の減少の額の決定に関すること並びに同条第5項の規定による評価委員会の意見の聴取に関すること。</u>	長官	=	否

		(削る)				19	主 管 課 等	<u>独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号。以下この表において「共通事項政令」という。）第2条の規定による負債相当金額の算定方法に関すること。</u>	長官	—	否
		(削る)				20	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の2第2項の規定による不要財産の国庫納付に係る期日の指定に関すること。</u>	主管部 等の長	総 務 課 長	否
		(削る)				21	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の3第2項の規定による中期計画に定めた不要財産の国庫納付に係る財務大臣への通知に関すること。</u>	主管課 等の長	総 務 課 長	否
		(削る)				22	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の2第3項の規定による不要財産の国庫納付に係る期日の指定に関すること。</u>	主管部 等の長	総 務 課 長	否
		(削る)				23	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の4第4項（第2条の5第3項で準用する場合を含む。）に定める不要財産の譲渡による収入の国庫納付に係る金額の独立行政法人への通知に関すること。</u>	主管課 等の長	総 務 課 長	否
		(削る)				24	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の4第5項（第2条の5第3項で準用する場合を含む。）に定める不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る期日の指定に関すること。</u>	主管部 等の長	総 務 課 長	否

		(削る)				25	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の5第2項の規定による中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る財務大臣への通知に関すること。</u>	主管課等の長	総務課長	否
		(削る)				26	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の6第3項の規定による簿価超過額の国庫納付に係る期日の指定に関すること。</u>	長官		否
		(削る)				27	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の7の規定による国庫に納付する不要財産等の帰属する会計の決定に関すること。</u>	長官		否
		(削る)				28	主 管 課 等	<u>共通事項政令第2条の8第1項の規定による資本金の減少に係る独立行政法人への通知及び同条第3項の規定による資本金減少の報告に係る財務大臣への通知に関すること。</u>	主管課等の長	総務課長	否
		(削る)				29	主 管 課 等	<u>共通事項政令第6条の規定による国庫納付金の納付に係る財務大臣への送付に関すること。</u>	主管課等の長	総務課長	否
		(削る)				30	主 管 課 等	<u>独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成26年政令第39号)第20条第1項の規定による登記に関すること。</u>	主管課等の長		否